



福岡医発第 146 号（地）
令和 2 年 4 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の
一部を改正する政令の施行および介護保険条例参考例について

本年 3 月 30 日に「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）」が公布され、本年 4 月 1 日から施行することとなった旨の通知が厚生労働省より都道府県知事宛てに発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 今般の一部改正においては、下記の 2 点について記載されております。
- 2) 今般の一部改正に伴い、介護保険条例参考例も改正が行われましたので併せてご連絡申し上げます。

記

- ① 低所得者の保険料軽減強化について、今般、令和 2 年度からの消費税率 10% 引上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるため、当該減額にかかる基準を定める。
- ② 平成 30 年度から保険者機能強化推進交付金を設けているが、新たに介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されたことに伴い、従前の保険者機能強化推進交付金と区分して規定する。

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 10)

令和 2 年 4 月 7 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の
一部を改正する政令の施行および介護保険条例参考例について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）」が本年 3 月 30 日に公布され、本年年 4 月 1 日から施行することになり、今般、厚生労働省より都道府県知事宛てに通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。今般の一部改正においては、下記の 2 点について記載されております。

記

- ① 低所得者の保険料軽減強化について、今般、令和 2 年度からの消費税率 10% 引上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるため、当該減額にかかる基準を定める。
- ② 平成 30 年度から保険者機能強化推進交付金を設けているが、新たに介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されたことに伴い、従前の保険者機能強化推進交付金と区分して規定する。

以上

また、今般の一部改正に伴い、介護保険条例参考例も改正が行われましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行について

(令 2.3.30 老発 0330 第 6 号 厚生労働省老健局長通知)

- ・介護保険条例参考例について

(令 2.3.30 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)



老 発 0 3 3 0 第 6 号
令 和 2 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の
一部を改正する政令の施行について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）」が本日公布され、令和2年4月1日から施行することとされた。

改正の概要は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- （1）低所得者の保険料軽減強化（改正後の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第10項から第12項まで及び第39条第5項から第7項まで関係）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」による介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部改正により、法第124条の2が新設され、市町村が所得の少ない者の保険料を減額賦課した場合に、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みが創設された。

この保険料の減額賦課については、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い実施することとされていたところ、令和元年度においては、完全実施までの2分の1の減額幅の基準を定めていた。今般、令和2年度からの消費税率10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるため、当該減額にかかる基準を定めるもの。

【所得段階と保険料基準額に対する割合】

段階	対象者	保険料基準額に対する割合		
		平成 30 年 4 月～	令和元年 4 月～	令和 2 年 4 月～
第 1 段階	・ 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が 80 万円以下の者 ・ 境界層該当者	0.45	0.375	<u>0.3</u>
第 2 段階	・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の者 ・ 境界層該当者	0.75	0.625	<u>0.5</u>
第 3 段階	・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が 120 万円超の者 ・ 境界層該当者	0.75	0.725	<u>0.7</u>

※ 所得段階が第 1 段階の者については、平成 27 年 4 月から既に保険料軽減を一部実施している。

(2) 法第 122 条の 3 に規定する交付金の拡充（改正後の令第 38 条第 3 項第 2 号並びに改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成 10 年政令第 413 号)第 1 条の 4 各項、第 6 条第 5 項、第 7 条第 2 項及び第 10 条関係）

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」による法の一部改正により、法第 122 条の 3 が新設され、平成 30 年度から保険者機能強化推進交付金を設けているところ。

令和 2 年度予算においては、引き続き、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組や都道府県による市町村支援の取組を着実に実施・推進できるよう、保険者機能強化推進交付金として令和元年度と同額の 200 億円を計上するとともに、新たに介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金を創設し、同額の 200 億円を計上しているところである。

この介護保険保険者努力支援交付金について、従前の保険者機能強化推進交付金と区分して規定し、その使途を介護予防及び重度化防止に係る取組に限定し、その交付対象を当該取組を行う自治体に限定した上で、当該取組の状況に応じて交付することとするもの。

また、保険者機能強化推進交付金について、従前、市町村に交付される保険者機能強化推進交付金は、市町村の介護保険特別会計上の事業の一号保険料相当分のみに充当可能とされていたところ、今般の交付金の拡充に併せて、市町村の一般会計における介護予防及び重度化防止推進に関する事業への充当を可能にするため、所要の規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

改 正 案	現 行
（保険料率の算定に関する基準） 第三十八条（略） 2（略） 3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。 一（略） 二 法第二百一十一条、第二百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金、法第二百二十二条の規定による調整交付金、法第二百二十二条の二並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金（介護保険事業に要する費用に充てべき部分に限る。）、法第二百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第二百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額 4（略） 9（略） 10 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の二を超えない範囲内に	（保険料率の算定に関する基準） 第三十八条（略） 2（略） 3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。 一（略） 二 法第二百一十一条、第二百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金、法第二百二十二条の規定による調整交付金、法第二百二十二条の二、法第二百二十二条の三第一項並びに法第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第二百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第二百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額 4（略） 9（略） 10 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の一・二五を超えない範

において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 11 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の二・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 12 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（特別の基準による保険料率の算定）

第三十九条（略）

24（略）

- 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の二を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の二・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に

範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 11 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の一・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 12 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（特別の基準による保険料率の算定）

第三十九条（略）

24（略）

- 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

- 7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に

同号に定める割合から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

附 則

(平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の特例)

第二十一条 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項までの規定によるほか、利用者負担年間世帯合算額が四十四万六千四百円を超える場合に、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間(以下この条及び次条において「計算期間」という。)の末日(以下この条及び次条において「基準日」という。)において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者(次条第一項において「基準日被保険者」という。)に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額(利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た額に基準日要介護被保険者按分率(第三項第一号及び第三号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額をいう。次項において同じ。)(当該要介護被保険者支給額が第三項第一号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額)とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 三 (略)

2 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項まで及び前項の規定によるほか、要介護被保険者支給額が次項第一号に掲げる

同号に定める割合から十分の〇・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

附 則

(平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の特例)

第二十一条 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項までの規定によるほか、利用者負担年間世帯合算額が四十四万六千四百円を超える場合に、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間(以下この条及び次条において「計算期間」という。)の末日(以下この条及び次条において「基準日」という。)において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者(次条第一項において「基準日被保険者」という。)に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額(利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た額に基準日要介護被保険者按分率(第三項第一号及び第三号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額をいう。次項において同じ。)(当該要介護被保険者支給額が第三項第一号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額)とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 三 (略)

2 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項まで及び前項の規定によるほか、要介護被保険者支給額が次項第一号に掲

額を超える場合に、当該要介護被保険者支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日市町村（基準日において当該被保険者に対し介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。）以外の市町村（以下この項及び次項並びに次条第二項において「基準日以外市町村」という。）が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額から次項第一号に掲げる額を控除して得た額に、基準日以外要介護被保険者按分率（第一号に掲げる額を次に掲げる額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日において、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。

一・二（略）

3ゝ6（略）

（平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例）

第二十二條 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日まで

の間において被保険者が受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費については、第二十九条の二の第二項から第四項までの規定によるほか、前条第三項に規定する利用者負担年間世帯合算額（以下この項において「利用者負担年間世帯合算額」という。）が四十四万六千四百円を超える場合に、基準日被保険者に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者支給額（利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た額に基準日居宅要支援被保険者按分率（同条第三項第二号及び第四号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。次項において同じ。）（当該居宅要支援被保険者支給額が同条第三項第二号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額）とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

（平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例）

（平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例）

（平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例）

一・二（略）

3ゝ6（略）

（平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例）

第二十二條 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日まで

の間において被保険者が受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費については、第二十九条の二の第二項から第四項までの規定によるほか、前条第三項に規定する利用者負担年間世帯合算額（以下この項において「利用者負担年間世帯合算額」という。）が四十四万六千四百円を超える場合に、基準日被保険者に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者支給額（利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た額に基準日居宅要支援被保険者按分率（同条第三項第二号及び第四号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。次項において同じ。）（当該居宅要支援被保険者支給額が同条第三項第二号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額）とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

（平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例）

一〇三 (略)

2 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に
いて被保険者が受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サ
ービス費については、第二十九条の二の二第二項から第四項まで
及び前項の規定によるほか、居宅要支援被保険者支給額が前条第
三項第二号に掲げる額を超える場合に、当該居宅要支援被保険者
支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日以外市町村
が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、その
額は、居宅要支援被保険者支給額から同項第二号に掲げる額を控
除して得た額に、基準日以外居宅要支援者按分率（第一号に掲げ
る額を次に掲げる額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて
得た額とする。ただし、当該基準日において、前項各号に掲げる
場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3
5 (略)

一〇三 (略)

2 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間
において被保険者が受けた介護予防サービス等に係る高額介護予
防サービス費については、第二十九条の二の二第二項から第四項
まで及び前項の規定によるほか、居宅要支援被保険者支給額が前
条第三項第二号に掲げる額を超える場合に、当該居宅要支援被保
険者支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日以外市
町村が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、
その額は、居宅要支援被保険者支給額から同項第二号に掲げる額
を控除して得た額に、基準日以外居宅要支援者按分率（第一号に
掲げる額を次に掲げる額の合算額で除して得た率をいう。）を乗
じて得た額とする。ただし、当該基準日において、前項各号に掲
げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3
5 (略)

改 正 案	現 行
（自立支援等施策等の支援に関する交付金） 第一条の四 法第二百二十二条の三第一項に規定する交付金は、市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金とする。 2 前項の市町村保険者機能強化推進交付金は、毎年度、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等（法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この条において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、当該取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。 3 第一項の市町村介護保険保険者努力支援交付金は、毎年度、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関する取組のうち、法第一百五十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び同条第二項第三号から第六号までに掲げる事業に係る取組を支援するため、当該取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。 4 法第二百二十二条の三第二項に規定する交付金は、都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金とする。 5 前項の都道府県保険者機能強化推進交付金は、毎年度、法第二百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業を支援するため、当該支援及び事業を行う都道府県に対し、	（自立支援等施策等の支援に関する交付金） 第一条の四 （新設） 法第二百二十二条の三第一項に規定する交付金は、毎年度、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等（法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この項において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の適正化に関する取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。 （新設） （新設） 2 法第二百二十二条の三第二項に規定する交付金は、毎年度、法第二百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところによ

厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

6 第四項の都道府県介護保険保険者努力支援交付金は、毎年度、法第二百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業（市町村が行う第三項に規定する取組を支援するものに限る。）を支援するため、当該支援及び事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

（財政安定化基金による交付事業）

第六条（略）

2 4（略）

5 前二項の基金事業対象比率（以下「基金事業対象比率」という。）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第二百一十一条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額」という。）、地域支援事業（法第一百五条の四十五に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第四百七十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額及び法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより

り、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

（新設）

（財政安定化基金による交付事業）

第六条（略）

2 4（略）

5 前二項の基金事業対象比率（以下「基金事業対象比率」という。）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第二百一十一条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額」という。）、地域支援事業（法第一百五条の四十五に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第四百七十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額及び法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額の合算額の見込額を控除して得た額

算定した額の合算額の見込額の総額を控除して得た額

二 (略)

6 (略)

(財政安定化基金による貸付事業)

第七条 (略)

2 前項の単年度基金事業対象収入額(以下「単年度基金事業対象収入額」という。)は、各市町村につき、計画期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金の額、法第百二十二条の規定による調整交付金の額、法第百二十二条の二並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額、法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金金の額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額、法第百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前の年度において生じた決算上の剰余金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

3 7 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十条 基金事業対象収入額は、各市町村につき、計画期間における実績保険料収納額、基金事業対象繰入額、法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負

二 (略)

6 (略)

(財政安定化基金による貸付事業)

第七条 (略)

2 前項の単年度基金事業対象収入額(以下「単年度基金事業対象収入額」という。)は、各市町村につき、計画期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金の額、法第百二十二条の規定による調整交付金の額、法第百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金金の額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額、法第百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前の年度において生じた決算上の剰余金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

3 7 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十条 基金事業対象収入額は、各市町村につき、計画期間における実績保険料収納額、基金事業対象繰入額、法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負

担金の総額、法第二百二十二条の規定による調整交付金の総額、法第二百二十二条の二並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の総額、法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の総額、法第二百二十五条の規定による介護給付費交付金の総額、法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の総額、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の総額並びに当該計画期間（以下この条において「現計画期間」という。）の前の計画期間において生じた決算上の剰余金であつて現計画期間に繰り越されたもののうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

担金の総額、法第二百二十二条の規定による調整交付金の総額、法第二百二十二条の二、第二百二十二条の三第一項並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の総額、法第二百二十五条の規定による介護給付費交付金の総額、法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の総額、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の総額並びに当該計画期間（以下この条において「現計画期間」という。）の前の計画期間において生じた決算上の剰余金であつて現計画期間に繰り越されたもののうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

政令第九十八号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十二条の三、第百二十九条第二項、第百四十六条並びに第百四十七条第一項及び第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項第二号中、「法第百二十二条の三第一項並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金」を「並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十二条の三第一項の規定による交付金（介護保険事業に要する費用に充てるべき部分に限る。）に改め、同条第十項中「十分の一・二五」を「十分の二」に改め、同条第十一項中「十分の一・二五」を「十分の二・五」に改め、同条第十二項中「十分の〇・二五」を「十分の〇・五」に改める。
第三十九条第五項中「十分の一・二五」を「十分の二」に改め、同条第六項中「十分の一・二五」を「十分の二・五」に改め、同条第七項中「十分の〇・二五」を「十分の〇・五」に改める。
附則第二十一条の見出し、同条第一項及び第二項、附則第二十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「平成三十二年七月三十一日」を「令和二年七月三十一日」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「法第百二十二条の三第二項に規定する交付金」を「前項の都道府県保険者機能強化推進交付金」に改め、よる事業」の下に「を支援するため、当該支援及び事業」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項中「法第百二十二条の三第一項に規定する交付金」を「前項の市町村保険者機能強化推進交付金」に、「この項」を「この条」に改め、関する取組」の下に「を支援するため、当該取組」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項の市町村介護保険保険者努力支援交付金は、毎年度、被保険者の要介護状態等となることとの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関する取組のうち、法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び同条第二項第三号から第六号までに掲げる事業に係る取組を支援するため、当該取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。

4 法第百二十二条の三第二項に規定する交付金は、都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金とする。

第一条の四に第一項として次の一項を加える。

法第百二十二条の三第一項に規定する交付金は、市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金とする。

第一条の四に次の一項を加える。

6 第四項の都道府県介護保険保険者努力支援交付金は、毎年度、法第百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業（市町村が行う第三項に規定する取組を支援するものに限る。）を支援するため、当該支援及び事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

第六条第五項第一号中「交付金の額」の下に「のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

第七条第二項中、「第百二十二条の三第一項並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金」を「並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した」に改める。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第十條中「、第二百二十二條の三第一項並びに第二百二十三條第三項及び第四項の規定による交付金」を「並びに第二百二十三條第三項及び第四項の規定による交付金の総額、法第二百二十二條の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てらるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 30 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険条例参考例について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、消費税を活用して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成 27 年 4 月から一部実施を行い、令和元年 10 月の消費税率 10%への引上げに合わせて、更なる軽減強化を行っているところ、令和 2 年 4 月からの消費税率 10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行うこととなる。

今般、具体的な軽減に係る基準について、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）」において示されたところであり、この改正を踏まえた各市町村における介護保険条例の策定の参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を改正したのでご活用願いたい。

改 正 案	現 行
（保険料率） 第十五条 令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 一〇九 （略） 2* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第四百三条の規定にかかわらず、何万円とする。 3* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、令第三十八条第七項の規定に基づく規則第四百三条の二の規定にかかわらず、何万円とする。 4* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、令第三十八条第八項の規定に基づく規則第四百三条の三の規定にかかわらず、何万円とする。 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。 6 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における	（保険料率） 第十五条 平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 一〇九 （略） 2* 平成何年度から平成何年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第四百三条の規定にかかわらず、何万円とする。 3* 平成何年度から平成何年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、令第三十八条第七項の規定に基づく規則第四百三条の二の規定にかかわらず、何万円とする。 4* 平成何年度から平成何年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、令第三十八条第八項の規定に基づく規則第四百三条の三の規定にかかわらず、何万円とする。 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。 6 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における

る保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第五項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分しない場合

一〇十 (略)

2 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第六号イの市町村の定める額は、何万円とする。

3 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第七号イの市町村の定める額は、何万円とする。

4 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第八号イの市町村の定める額は、何万円とする。

5 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第九号イの市町村の定める額は、何万円とする。

6 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

7 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

8 第六項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各

る保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第五項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分しない場合

一〇十 (略)

2 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第六号イの市町村の定める額は、何万円とする。

3 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第七号イの市町村の定める額は、何万円とする。

4 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第八号イの市町村の定める額は、何万円とする。

5 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第九号イの市町村の定める額は、何万円とする。

6 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

7 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

8 第六項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各

年度における保険料率について準用する。この場合において、第六項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合

一（十三）（略）

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

附 則（令和〇年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料

年度における保険料率について準用する。この場合において、第六項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合

一（十三）（略）

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

（新設）

については、なお従前の例による。

改正後介護保険条例参考例

○何市（区、町、村）介護保険条例（参考例）

*を付した条項は、全ての市町村において定める必要がないもの。

目次

第一章	この市（区、町、村）が行う介護保険（第一条）
第二章	介護認定審査会（第二条・第三条）
第三章	保険給付（第四条―第十二条）
第四章	保健福祉事業（第十三条・第十四条）
第五章	保険料（第十五条―第二十五条）
第六章	罰則（第二十六条―第三十条）
附則	

第一章 この市（区、町、村）が行う介護保険

（この市（区、町、村）が行う介護保険）

第一条 この市（区、町、村）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第二条 何市（区、町、村）介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、何人とする。

（介護認定審査会の委員の任期）

第^{*}二条の二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）（注一）第六条第一項の規定に基づき条例で定める期間は、何（二年を超え、三年以下の期間）とする。

（規則への委任）

第三条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 保険給付

(居宅介護サービス費等に係る区分支給限度基準額)

第四條 居宅サービス等区分に係る居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十三條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が受ける居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要介護一 何単位
- 二 要介護二 何単位
- 三 要介護三 何単位
- 四 要介護四 何単位
- 五 要介護五 何単位

(居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)

第五條 何々（注一の二）に係る法第四十三條第四項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要介護一 何単位
- 二 要介護二 何単位
- 三 要介護三 何単位
- 四 要介護四 何単位
- 五 要介護五 何単位

(居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額)

第六条 法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（居宅介護住宅改修費に係る支給限度基準額）

第七条 法第四十五条第五項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（介護予防サービス費等に係る区分支給限度基準額）

第八条 介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、法第五十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要支援被保険者が受ける介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

一 要支援一 何単位

二 要支援二 何単位

（介護予防サービス費等に係る種類支給限度基準額）

第九条 何々（注二）に係る法第五十五条第四項の介護予防サービス費等種類支給限度基準額は、居宅要支援被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

一 要支援一 何単位

二 要支援二 何単位

（介護予防福祉用具購入費に係る支給限度基準額）

第十条 法第五十六条第四項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（介護予防住宅改修費に係る支給限度基準額）

第十一条 法第五十七条第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

(市町村特別給付)

第十二条* この市(区、町、村)は、次の各号に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

一 何々費の支給

(二)

2 前項各号に規定する市町村特別給付費の支給は、次に掲げるところによるものとする。

一 何々費の支給については、何々とする。

(二)

第四章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第十三条* この市(区、町、村)は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

2 この市(区、町、村)は、被保険者が要介護状態等となることを予防するために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

3 この市(区、町、村)は、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

4 この市(区、町、村)は、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

第十四条* 前条に定めるもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第五章 保険料

(保険料率)

第十五条 令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円
 - 二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円
 - 三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円
 - 四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円
 - 五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円
 - 六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円
 - 七 令第三十八条第一項第七号に掲げる者 何円
 - 八 令第三十八条第一項第八号に掲げる者 何円
 - 九 令第三十八条第一項第九号に掲げる者 何円
- 2* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第四百十三条の規定にかかわらず、何万円とする。
- 3* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、令第三十八条第七項の規定に基づく規則第四百十三条の二の規定にかかわらず、何万円とする。
- 4* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、令第三十八条第八項の規定に基づく規則第四百十三条の三の規定にかかわらず、何万円とする。
- 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。
- 6 前項の規定は、第一号第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。
- 7 第五項の規定は、第一号第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第五項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分しない場合

- 一 令第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円
- 二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円
- 三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円
- 四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円
- 五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 何円
- 六 令第三十九条第一項第六号に掲げる者 何円
- 七 令第三十九条第一項第七号に掲げる者 何円
- 八 令第三十九条第一項第八号に掲げる者 何円
- 九 令第三十九条第一項第九号に掲げる者 何円
- 十 令第三十九条第一項第十号に掲げる者 何円

2 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第六号イの市町村の定める額は、何万円とする。

3 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第七号イの市町村の定める額は、何万円とする。

4 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第八号イの市町村の定める額は、何万円とする。

5 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第九号イの市町村の定める額は、何万円とする。

6 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

7 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

8 第六項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第六項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合

- 一 令第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円
- 二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 何円

六 次のいずれかに該当する者 何円

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。

）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第九号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、又は次号ロに該当する者を除く。）

十 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（

令第三十九条第二項第一号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(三)(三)

前各号のいずれにも該当しない者 何円

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第十六条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十月一日から同月三十一日まで

第四期 一月一日から同月三十一日まで

(第 条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。)

2 前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市(区、町、村)長が別に定めることができる。この場合において、市(区、町、村)長は、当該第一号被保険者(及び連帯納付義務者(法第百三十二条第二項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者)をいう。第二十条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。(注三)

3 納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期(注四)に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第十七条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資

格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十八条第一項第一号から第八号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第九号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に何円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

*第十八条 保険料の額の算定の基礎に用いる市（区、町、村）民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第一号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

*第十九条 前条第一項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定による納入の通知の交付を受けた日から三十日以内に市（区、町、村）長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申し出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市（区、町、村）長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第一項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第二十条 保険料の額が定まったときは、市（区、町、村）長は、速やかに、これを第一号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第二十一条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき何円とする。

（延滞金）

第二十二条 法第三十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年何パーセントの割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りではない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第二十三条 市（区、町、村）長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六か月（何か月）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はそ

の他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市（区、町、村）長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第二十四条 市（区、町、村）長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市（区、町、村）長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 減免を必要とする理由

3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市（区、町、村）長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第二十五条 第一号被保険者は、毎年度何月何日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から何日以内）に、第一号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市（区、町、村）長が必要と認める事項を記載した申告書を市（区、町、村）長に提出しなければならない。

第六章 罰則

第二十六条 この市（区、町、村）は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第二十七条 この市（区、町、村）は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する。

第二十八条 この市（区、町、村）は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第二十九条 この市（区、町、村）は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第百五十条第一項に規定する納付金及び法第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第三十条 前四条の過料の額は、情状により、市（区、町、村）長が定める。

2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。（ただし、第 条の規定は、公布日から施行する。）

第二条（第九条）（略）

附 則（平成十八年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。（ただし、第 条の規定は、公布日から施行する。）

第二条・第三条（略）

附 則（平成二十一年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条（略）

附 則（平成二十七年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。（ただし、第 条の規定は、公布日から施行する。）

(経過措置)

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年〇月〇日改正関係）

(施行期日)

第一条 この条例は、公布日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条第 項の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

(施行期日)

第一条 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日の前に行われた何市（区、町、村）介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

この条例は平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

この条例は公布日から施行する。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

(施行期日)

第一条 この条例は平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の何市(区、町、村)介護保険条例第十五条の規定は、平成三十年度分の保険料から適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成〇年〇月〇日改正関係)

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則 (平成〇年〇月〇日改正関係)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の何市(区、町、村)介護保険条例第十五条の規定は、平成三十一年度分の保険料から適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和〇年〇月〇日改正関係)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の何市(区、町、村)介護保険条例第十五条の規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(注一) 第二条の二を規定しない場合にあっては、第十五条第一項第一号中「令」とあるのは、「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）」とする。

(注一の二) 居宅サービスの種類を規定する。例 訪問介護

(注二) 居宅サービスの種類を規定する。例 訪問介護

(注三) 連帯納付義務者の規定が必要なのは、連帯納付義務者に対して納入通知書により納付を求める場合であり、また、世帯主に係る連帯納付義務のみを運用する場合は、「連帯納付義務者」にかわり「第一号被保険者の属する世帯の世帯主」と規定することも考えられる。（第二十条も同様）

(注四) 暫定賦課を行う市町村については、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期を規定する。

(注五) 〵 (注八) (略)